

千代田スクエアダンスクラブ会則

平成5年1月20日制定 最終改訂 平成21年12月9日

第1条（名称及び事務局）

本会は、正式名称を「千代田スクエアダンスクラブ」、略称を「千代田SDC」、
英文名を「Chiyoda Square Dance Club, Tokyo」とし、事務局を会長宅に置く。

第2条（目的）

本会は、アメリカン・スクエアダンス及びラウンドダンスを楽しみ、会員相互の親睦を深め、併せてスクエアダンスの普及発展と地域のレクリエーション活動に寄与することを目的とする。

第3条（活動）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 例会
2. パーティー
3. 他のクラブとの交流
4. 地域団体との交流及び地域のレクリエーション活動への参加
5. スクエアダンスの普及・発展に努める諸機関の活動への参加
6. その他

第4条（加盟団体）

本会は、第2条の目的に沿って、日本スクエアダンス協会(以下S協という)、東京都スクエアダンス連絡協議会(以下S都連という)及び東京都フォークダンス連盟(以下F都連という)に加盟し、その活動に協力する。

第5条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同する者をもって構成する。

本会には、原則として、本会が主催する初心者講習会を修了し、役員会の承認により入会できる。但し、初心者講習会の修了者と同等以上のダンスレベルを有する者が、本会への入会を希望し、役員会の承認を得た場合にはこの限りではない。尚、当会の会員は、当会からS協に登録するものとする。但し、役員会の承認を得た者はこの限りでない。

第6条（退会）

会員が、退会を希望する場合は、書面による届け出により退会が認められる。

又、会費を2期（1年）以上納入しなかった場合は退会とする。

退会者が、会の行事、日程等の連絡を希望する場合は、連絡費として、年間1,000円を徴収する。但し、例会等への参加は、その都度ビジターとしての会費を払うものとする。退会者が、本会に再入会を希望する場合は、役員会の承認をもって再入会を認めるものとし、入会金は必要としない。

又、当会の会員として会の名誉を著しく傷つけたり、会の規則を著しく逸脱した行動を行ったと判断できる場合、役員会の3/4の賛成を持って退会処分とすることが出来る。役員会はその理由を、本人及び会員に報告するものとする。

第7条（役員）

本会には、次の役員及び委員を置く。

会長1名 副会長2名 総務2名 会計2名 広報2名 会場2名
スナック担当2名 ビギナー担当男女各1名 コーラーズ代表1名 プレンティー担当2名
S都連担当：S都連規約による人数。但し、会長はこの内に含むものとする。

役員は総会において、出席した会員の無記名投票により選任され、その任期は1年とする。但し、コーラーズ代表は第12条により決定される。又、プレんティー担当はプレんティーのSDパート及びRDパートが選出した幹事代表が当たるものとする。各役員の実務内容及び分担は役員会で定める。

役員の実務を補佐するために、若干名の委員を置くことが出来る。委員は各役員が委嘱し、その任期は1年とする。

第8条（S協関東甲信越統括支部幹事）

会長は支部規程により自動的に幹事となる。それ以外の幹事は統括支部規程の定める人数の範囲内で、役員会で役員の中から選出する。

第9条（F都連）

会長はF都連規定により、自動的に評議員となる。理事は役員会で役員の中から選出する。

第10条（会計監査）

本会の会計を監査するために、会計監査1名を置く。

会計監査は総会において、出席した会員の無記名投票により選任され、その任期は1年とする。

第11条（顧問及び特別会員）

本会には、役員会の決定により、顧問及び特別会員を置くことができる。

第12条（クラブ・コーラー及びクラブ・キュアー）

本会には、クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーを置き、ダンスの指導に当たる。

クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーは推薦及び立候補制とし、総会において、出席した会員の無記名投票により、出席者の3分の2以上の信任を得た者をもって充てる。その任期は1年とする。

クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーの互選により、コーラーズ代表を決定する。

コーラーズ代表は役員に加わるとともに、クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーを統括する。

クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーの役員との重任は妨げない。

クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーは適宜、コーラーズ・ミーティングを開き、ダンスの指導方針等を作成し役員会の承認を得る。

第13条（育成コーラー及び育成キュアー）

コール又はキューの勉強中の会員で、将来クラブ・コーラー又はクラブ・キュアーになろうと希望する人は、育成コーラー、育成キュアーとして役員会に申し出て、登録する。

コーラーズ・ミーティングの判断で、適宜、例会でのコール、キューの機会を作る。

育成コーラー・育成キュアーはコーラーズ・ミーティングにオブザーバーとして出席する。

第14条（総会）

本会の、最高意志決定の場として総会を置き、年1回の定例総会を12月に開催する。但し、会長は必要により臨時総会を招集できる。

総会は、会員の委任状を含めて、会員の過半数の出席をもって成立する。

総会には、次の事項を付議する。

1. 年間活動の報告及び新年度の活動計画
2. 収支決算と会計監査報告及び新年度予算
3. 役員を選任
4. クラブ・コーラー及びクラブ・キュアーの選任
5. その他の重要事項

第15条（役員会及び拡大役員会）

役員会は役員をもって、拡大役員会は役員、委員、コーラー、キュアーをもって構成し、招集は会長が行う。役員会は、会の運営に必要な事項を決定し、会員に報告する。

拡大役員会は、会の運営に必要な事項を審議し、その決定は役員会が行う。

第16条（会計及び会費）

本会は運営に必要な費用は会費、入会金及びその他をもってこれに充てる。

会費は、1年を前期と後期に分け、それぞれ8000円とする。

但し、顧問、特別会員、学生(22歳以下)は無料とする。入会金は1000円とする。

第17条（運営及び会計年度）

本会の運営及び会計年度は1月1日から12月31日までとする。

第18条（千代田プレンティアー）

本会の附属の会として、千代田プレンティアーを設ける。千代田プレンティアーは、本会の会員有志をもって構成し、本会の目的に沿って活動する。その会則、会費は別に定め、その取り扱うダンスの範囲は、スクエアダンスは例会で取り扱わないプログラム、ラウンドダンスは例会で取り扱うフェイズのもの、それ以上のものとする。

第19条（会則の変更）

本会則の変更には、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

（付則）

本会則は平成5年1月20日から施行する。